

○身延町産業集積促進助成金の概要

	①製造業等・物流業の場合【助成率1/5】		②本社機能の移転等の場合【助成率1/5】		③情報産業の場合【助成率2/5】		④新たにオフィス等を設置する場合【助成率2/5】		⑤上質な宿泊施設の場合【助成率1/5】		
対象業種	(1)製造業 (2)物流業 (3)データセンター (4)試験研究所		業種の制限なし		(1)情報サービス業 (2)インターネット付随サービス業 (3)デジタルコンテンツ制作事業者		業種の制限なし		宿泊業 ・旅館、ホテル ・リゾートクラブ		
対象要件	次の条件を全て満たすもの (1)町内において土地または借地権(設定期間が20年以上のものに限る。ただし、医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業、半導体関連産業町長が認めるものについては設定期間が10年以上のものに限る。)を取得して工場等を設置し、操業すること (2)投下固定資産額(土地を除く。)が3億円以上であること (3)操業から1年以内に常時雇用労働者が10人以上増加すること(データセンター、中小企業等は5人以上) (4)環境保全に関する適切な措置が講じられていること		次の条件を全て満たすもの (1)町内において土地または借地権(設定期間が20年以上のものに限る。ただし、医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業、半導体関連産業等であって、知事が認めるものについては設定期間が10年以上のものに限る。)を取得して本社オフィス、研究・研修施設を設置し、操業すること (2)県から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けていること (3)投下固定資産額(土地を除く。)が1億円以上であること(賃借の場合は除く。) (4)操業から1年以内に常時雇用労働者が10人以上増加すること(中小企業等は5人以上) (5)環境保全に関する適切な措置が講じられていること		次の条件を全て満たすもの (1)新たに町内に事業所を設置し、操業すること (2)操業から1年以内に常時雇用労働者が5人以上増加すること		次の条件を全て満たすもの (1)町内初となるオフィス、研究・研修施設を新たに設置し、操業すること (2)操業から1年以内に町外から転入する常時雇用労働者が5人以上となること		次の条件を全て満たすもの (1)新たに町内に宿泊施設を設置し、操業すること (2)投下固定資産額(土地を除く)が100億円以上であること(分譲型リゾートクラブにおいては、分譲前の投下固定資産額が100億円以上であること) (3)操業から1年以内に常時雇用労働者が30人以上増加すること (4)最低客室面積(内法)が40㎡以上であること (5)地域経済牽引事業計画の県承認を受けていること		
助成率	(1)新たに土地を取得する場合(取得から3年以内の操業) ⇒投下固定資産額(土地を除く)の0.8% (2)自社所有地の場合 ⇒投下固定資産額(土地を除く)の0.4% (3)空き工場等を取得する場合 ⇒投下固定資産額(土地を除く)のうち空き工場0.4%、 機械・設備0.8% (4)試験研究所の場合 ⇒投下固定資産額(土地を除く)の0.4% ※投下固定資産額が200億円を超える場合 ⇒200億円を超える投下固定資産額については0.4%		(1)新たに土地を取得する場合(取得から3年以内の操業) ⇒投下固定資産額(土地を除く)の1.0% (2)自社所有地の場合 ⇒投下固定資産額(土地を除く)の0.5% (3)事務所、研究施設、研修施設を賃借する場合 ⇒建物等の賃借料の1/2(3年間)		(1)事業所を取得する場合 ⇒投下固定資産額(土地を除く)の2.0% (2)事業所を賃借する場合、又は自己資金で設置し機器を賃借する場合 ⇒賃借料及び通信回線使用料の1/2(3年間)		(1)オフィス、研究・研修施設、社宅を取得する場合 ⇒投下固定資産額(土地を除く)の2.0% (2)オフィス、研究・研修施設、社宅を賃借する場合、自己資金で設置し賃借で機器を導入する場合、町外から転入する常時雇用労働者に住居手当や転居費用を支給する場合又は賃借したオフィス、研究・研修施設、社宅を改修する場合(※) ⇒賃借料、通信回線使用料及び改修経費等の1/2(3年間) ※改修内容が資本的支出にあたり、借主が所有権を持つ場合は、(1)を適用		投下固定資産額の1.0% (分譲型リゾートクラブにおいては、投下固定資産のうち、将来にわたって処分する見込みのないものを対象とする) ※投下固定資産額が200億円を超える場合 ⇒200億円を超える投下固定資産額については0.4%		
加算値	高度先端分野	※1									
	成長分野	医療機器関連産業	+1.5%								
		水素・燃料電池関連産業	+1.5%								
		航空・宇宙・防衛関連産業	+1.5%								
		半導体関連産業	+0.4%								
		ロボット関連産業	+0.4%								
		データセンター	+0.4%								
	増加する常時雇用労働者のうち県外からの転入者	5人以上	+0.2%								
10人以上		+0.3%									
町外新規立地	※2										
水素製造・利用設備取得費用		+1.0%	水素製造・利用設備取得費用	+1.0%	水素製造・利用設備取得費用	+2.0%	水素製造・利用設備取得費用	+2.0%	水素製造・利用設備取得費用	+1.0%	
限度額		投下固定資産額200億円以下の場合	投下固定資産額200億円超の場合								
	町外からの初立地企業(高度先端分野、成長分野)	3.0億円	10億円※3	(1)建物等を取得する場合 ⇒2,000万円		(1)建物等を設置する場合 ⇒4,000万円		(1)建物等を取得する場合 ⇒600万円		投下固定資産額が200億円以下 ⇒1.0億円	
	町外からの初立地企業(上記以外製造業等)	1.5億円		(2)建物等を賃借する場合 ⇒年200万円(最大3年間)		(2)建物等を賃借する場合 ⇒年400万円(最大3年間)		(2)建物等を賃借する場合 ⇒年200万円(最大3年間)		投下固定資産額200億円超 ⇒10億円 ※3	
	町内既存企業(高度先端分野・成長分野)	1.5億円									
町内既存企業(上記以外製造業等) ※投下固定資産額100億円以上	6,000万円 ※1億円										

※1 国等の先端技術開発支援対象事業者のうち、医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業又はバイオテクノロジー利用産業に該当するもの

※2 町外に工場等を有する者が町内に初めて工場等を設置し、当該工場等における常時雇用労働者に占める正規雇用者の割合及び常時雇用労働者の平均所定内給与額が一定の水準以上であるもの、かつ物流業務の全部又は一部を県内に事業所を有する物流事業者へ委託しているものとする

※3 200億円を超える大規模投資に限っては、200億円を超える投下固定資産額の助成率は一律で0.4%とし、その乗じて得た額を200億円以下の助成額(限度額に達する場合は限度額)に上乗せし、最大で10億円まで助成する